

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月8日

中止

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 和歌山県 |
| 3. 市区町村名 | |
| 4. 届出番号 | 6 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 106-4 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/dokujiryojimu/main.html |

執行機関名

高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|---------------------------------|--|--|
| ① 事務の名称 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 高等学校の専攻科(学校教育法第58条第1項の規定に基づき置かれた専攻科をいう。)に在学する生徒に対する専攻科支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ② 番号法別表第1の項 | 81 | |
| ③ 番号法別表第2の項 | 106 | |
| ④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第1第2教育委員会の項(5) 高等学校の専攻科(学校教育法第58条第1項の規定に基づき置かれた専攻科をいう。)に在学する生徒に対する専攻科支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 独立行政法人日本学生支援機構法 第3条 | 和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱 第1条 |
| ⑥ 事務の趣旨又は目的 | 第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、 <u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)</u> の <u>修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)</u> が <u>学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導</u> について支援を行うとともに(以下略) | 第1条 知事は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第1項の規定に基づき置かれる公立の高等学校の専攻科に在学する低所得世帯の生徒の授業料に相当する額を予算の範囲内で交付するものとし(以下略) |
| ⑦ 独自利用事務の関連規範 | | 和歌山県公立高等学校専攻科支援金交付要綱 |